

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御代田町は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

御代田町長

公表日

平成27年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等の支給に関する事務
②事務の概要	「児童手当法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の①～③の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①児童手当の認定請求の受理、認定若しくは却下のため、養育者または受給者からの認定請求及び届出等により、必要な情報を入手し児童手当受給者情報を管理する。 ②児童手当の認定請求の受理、認定若しくは却下のため、養育者または受給者の課税情報を確認する。 ③養育者、受給者または対象児童の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル、児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第56項並びに児童手当法第4条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 第74項及び第75項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長	町民課長 荻原 浩
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒389-0292 御代田町役場 総務課 庶務係 住所:長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464-2 電話:0267-32-3111 FAX:0267-32-3929
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒389-0292 御代田町役場 総務課 庶務係 住所:長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464-2 電話:0267-32-3111 FAX:0267-32-3929

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

